年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

鹿児島厚生年金 事案 827

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日は、昭和47年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については3万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月1日から同年3月1日まで

私は、A社で厚生年金保険に加入した昭和 46 年 9 月から 47 年 2 月までの 6 か月間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立期間中も申立事業所で途切れることなく働いていた 上、当該事業所が加入していた厚生年金基金に係る書類には、私が昭和 47年3月まで同基金に加入していた旨記載されている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している「C年金連合会老齢年金裁定請求書」では、申立人がA社を通じて加入していたD厚生年金基金に係る加入員期間は、オンライン記録とは異なり、昭和46年9月から47年3月までの6か月間と記載されていることが確認できる。

また、C年金連合会が保管している、平成21年5月に解散したD厚生年金基金の申立人に係る「厚生年金基金加入員台帳」及び「中脱記録照会(回答)」では、申立人の同基金における加入員資格のうちの資格喪失日は、オンライン記録とは異なる昭和47年3月1日と記録されていることが確認

できる。

さらに、前述の厚生年金基金加入員台帳等の記録が事後に訂正された形跡は認められない上、同基金の届出書が、複写式でなかったとする事実も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和47年3月1日に 申立事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会 保険事務所(当時)に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の厚生年金基金加入員 台帳等の記録から3万円とすることが妥当である。

鹿児島厚生年金 事案 828

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成3年4月から5年9月までの期間については30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から8年1月26日まで 申立期間に係る標準報酬月額については、私がA社から実際に受け取っていた報酬額に比べ低くなっている。

しかし、私は申立期間当時、申立事業所の事業主の妻であり、かつ、 当該事業所の取締役であったが、私の実際の報酬額がそれ以前に比べ低 くなった記憶はない。

申立期間について、私が受け取っていた報酬額に見合う標準報酬月額 の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録では、申立期間のうち、平成3年4月1日から5年10月1日までの標準報酬月額について、当初、30万円と記録されていたところ、同年5月7日付け及び同年5月18日付けで取消・訂正処理が行われたことにより、遡って8万円に引き下げられている上、A社における厚生年金保険の全被保険者13人中、申立人以外に、その夫である元代表取締役に係る標準報酬月額が、同一日の同年5月7日付けで8万円に遡及して訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人の夫は、申立事業所は経営状態が悪く、社会保険料など を滞納しがちであったこと、社会保険事務所から滞納保険料の催促を受 けていたこともあったと供述している。 さらに、商業登記簿謄本では、申立人が申立期間を含む昭和48年6月20日から平成8年3月13日までの間、申立事業所の取締役となっているものの、申立人の夫は、「私の妻には経営に関することは一切知らせていなかった。」と供述するとともに、申立人夫婦が挙げた元社会保険事務・給与事務担当者は、「私は、元事業主の指示の下、申立事業所において社会保険事務等に従事していた。」と供述していることなどを踏まえると、上記の遡及訂正処理について、申立人が関与した事実は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額30万円に訂正することが必要である。

2 一方、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月1日から8年1月26日までの標準報酬月額の記録が、実際に受け取っていた報酬額に比べ低くなっている旨申し立てている。

しかし、申立人は、当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料を保管していない。

また、申立事業所は、平成8年1月26日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も、当時の関係資料を保管していないと供述しており、申立期間における厚生年金保険料の控除状況等が不明である。

さらに、オンライン記録では、当該期間の標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された形跡などは確認できない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成5年10月1日から8年1月26日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 765

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月、同年10月、同年12月、3年6月、同年7月、4年2月、同年3月、同年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月

- ② 平成2年10月
- ③ 平成2年12月
- ④ 平成3年6月及び同年7月
- ⑤ 平成4年2月及び同年3月
- ⑥ 平成4年6月及び同年7月

私は、離婚した頃、母に「年金だけは掛けなさい。年を取ってから生活できないよ。」と言われたことを契機として、国民年金保険料は、自治会の集金人(住民が毎月持ち回りで担当)に欠かさず納付してきた。また、保険料の納付に関して役場から督促を受けたことは無く、当時は自営業をしており収入もあったので、全ての期間について納付しているはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人が申立期間当時に加入していた 自治会小組合が保管する平成2年度の国民年金保険料に係る「納付額一覧 表」により、申立期間①、②及び③に係る月の申立人の欄は抹消されている ことが確認できる上、当該月の翌月分の一覧表にも、申立人が前月(申立期 間①、②及び③)の未納分を合わせて納付した形跡は確認できない。

また、申立期間⑥については、オンライン記録により、申立人に対し平成 6年7月8日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、当該納付書 は、当該発行日より前の国民年金保険料の納付記録から、申立期間⑥に係る 過年度保険料について発行されたものと推認でき、当該発行日時点では、申 立期間⑥は未納期間であったものと考えられる。

さらに、申立期間は6回(納付回数は9回)と複数回、3か年度にわたっており、それぞれの前後の期間は納付済みとなっているにもかかわらず、同様に納付していたとする申立期間のみ事務処理を誤ったものとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険 料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 766

第1 委員会の結論

申立人の平成19年7月から20年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月から20年2月まで

私は、申立期間の国民年金保険料(半額保険料)を、平成22年6月頃に当時住んでいたA県内の郵便局で数回に分けて納付した。納付した際に受け取った領収書は捨ててしまったが、納付書に住所、氏名、金額を記入して納付したことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成22年6月頃に手書きの納付書により納付したと述べているが、申立期間当時の国民年金保険料の収納事務は国に一元化されており、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成及び発行がなされていたことから、申立人は、手書きの納付書により国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間を含む平成 19 年 7 月から 20 年 4 月までの国民年金保険料は、同年 5 月 21 日付けで半額免除の処理が行われ、このうち、同年 3 月及び同年 4 月の半額保険料については、22 年 4 月 13 日に過年度納付されていることが確認できるものの、当該過年度納付をした時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険 料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額のうち、平成3年4月1日から5年10月1日までの期間に係る記録訂正を認めることはできない。また、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月1日から8年1月26日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から8年1月26日まで 申立期間に係る標準報酬月額については、私がA社から実際に受け取って いた報酬額に比べ低くなっている。

しかし、私は申立期間当時、申立事業所の代表取締役であったが、私の標準報酬月額を実際の報酬額よりも低く届け出たことはない。

申立期間について、私が受け取っていた報酬額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録では、申立期間のうち、平成3年4月1日から5年10月 1日までの標準報酬月額について、当初53万円と記録されていたところ、 同年5月7日付けで遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。 しかしながら、商業登記簿謄本では、申立人が申立期間を含む昭和48年 6月20日から平成8年3月13日までの間、A社の代表取締役であることが 確認できる。

また、申立人は、「私は申立期間当時、社会保険事務所(当時)から、標準報酬月額を引き下げる旨の説明や、実際の報酬額と異なる届出を行うなどの提案・指示等も受けたことは一切無い。」などとしている一方で、その時期は不明としながらも、申立事業所は経営状態が悪く、社会保険料などを滞納しがちであったこと、社会保険事務所から滞納保険料の催促を受けていた

こともあったと供述している。

さらに、申立事業所の元社会保険事務・給与事務担当者及び元会計事務の委託先事務所の職員の二人は、それぞれ「申立事業所は従業員への給与支払いが滞るなど経営状態が悪かった。」、「申立事業所は経営状態が悪く、取引先への支払いも滞っていた。」と供述しており、また、申立事業所の元社会保険事務・給与事務担当者は、「私は、事業主であった申立人の指示の下、社会保険事務や給与事務に従事していた。」と供述していることなどを踏まえると、当該事業所では上記の遡及訂正処理の行われた当時、社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていたものと推認できるところ、上記処理に関して、社会保険事務所が申立人の同意を得ずに、又は、申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは認められないことから、会社の行為があったものと考えざるを得ない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、申立事業所において 代表取締役として会社の業務を執行する責任を負っていた申立人は、自らの 標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは 信義則上許されず、申立期間のうち、平成3年4月1日から5年10月1日 までの標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 一方、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月1日から8年1月26日までの標準報酬月額の記録が、実際に受け取っていた報酬額に比べ低くなっている旨申し立てている。

しかし、申立人は、当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料を保管していない。

また、申立事業所は平成8年1月26日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから、当該期間における厚生年金保険料の控除状況等が不明である。

さらに、オンライン記録では、当該期間の標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された形跡などは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成5年10月1日から8年1月26日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 830

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月20日から36年1月20日まで 私は、昭和35年9月から36年6月までの間、A社で継続して勤務してい たにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の正社員として、申立期間中も途切れることなく働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚や元上司の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一時期、A社で勤務していた可能性がうかがえる。

しかし、申立事業所は、昭和39年4月20日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本では、63年4月*日付けで破産終結登記されている上、当時の元事業主の所在も不明であることなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、前述の元同僚は、「私は高校卒業後すぐに上京し、18歳の昭和32年4月に申立事業所へ入社した。」と供述しているものの、オンライン記録では、この元同僚の資格取得日は、申立事業所が適用事業所となった日から5か月後となる昭和35年5月1日となっているとともに、申立人が保管している辞令に掲げられている従業員9人について、オンライン記録により、その被保険者資格記録を突き合わせた結果、i)加入記録が確認できない者2人、ii)資格取得日が辞令の発令日に比べ遅くなっている者3人(このうちの1人は、辞令

の発令日から約2年4か月後)となっていることなどを踏まえると、当該事業所では申立期間当時、一部の従業員をその勤務期間どおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和36年1月20日から同年6月11日までの間確認できるのみであり、申立期間中に申立人の氏名は無い上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号が、申立期間の後の同年2月14日になって払い出されているところ、その資格取得日はオンライン記録どおりの同年1月20日付けとなっていることが確認できるのみである。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。